

互助会報

第84号

発行：一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号
TEL017-723-6527 FAX 017-723-5619
窓口受付時間：8時30分から17時00分
(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

10



表紙写真：馬市祭り

contents	令和7年度決算の概要	2
	決算報告	3
	事務局からのお知らせ	4
	令和7年度無給付者	6
	年金者連盟からのご案内	7

会員の動き

現職会員	3,998名
退職会員	4,114名
継続会員	126名
配偶者会員	54名
合計	8,292名
(令和8年8月31日現在)	

令和7年度 決算の概要

令和8年6月に開催されました令和8年度第1回理事会及び定時評議員会において、令和7年度決算が承認されましたのでお知らせいたします。

令和7年度決算は、経常増減の部の受取掛金と有価証券運用益等の経常収益は278,567千円、医療給付費や租税公課等の経常費用は214,408千円、有価証券評価損益等は278,185千円で当期経常増減額は342,344千円となりました。

経常外増減の部では、経常外収益の長期預り金戻入益が34,342千円で、当期経常外増減額も34,342千円でした。

この結果、当期一般正味財産増減額は376,686千円となり、正味財産期末残高は1,224,097千円となりました。なお、資産合計は2,099,380千円でした。

正味財産増減計算書

(単位：千円)

I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
	(1) 経常収益	
	基本財産運用益	5
	受取掛金	116,923
	有価証券運用益等	161,639
	経常収益計	278,567
	(2) 経常費用	
	事業費	
	医療給付費	103,947
	退会給付費	46,139
	表彰費	7,920
	研修旅行助成費	1,350
	互助会報発行費	1,827
	管理費	
	給料手当等	18,883
	福利厚生費	2,535
	委託費	3,678
	賃借料	4,827
	租税公課	18,580
	その他	4,722
	経常費用計	214,408
	有価証券評価損益等	278,185
	当期経常増減額	342,344
2	経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	
	長期預り金戻入益	34,342
	経常外収益計	34,342
	(2) 経常外費用	
	経常外費用計	0
	当期経常外増減額	34,342
	当期一般正味財産増減額	376,686
	一般正味財産期首残高	847,411
	一般正味財産期末残高	1,224,097
II	指定正味財産増減の部	0
III	正味財産期末残高	1,224,097

決 算 報 告

1 令和7年度福祉互助会を組織する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	28	68

2 評議員・役員の数

評議員	理事	監事	計
10名	9名	3名	22名

3 掛金の標準報酬月額に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$

4 現職会員加入状況及び加入率

年 度	該当者（人） （A）	現職会員（人）			加入率（％） （B）÷（A）×100
		加入者	脱退者	加入者計（B）	
令和5年度	12,607	87	430	4,935	39.1
令和6年度	12,809	80	400	4,615	36.0
令和7年度	13,020	82	400	4,297	33.0

5 退職会員・継続会員・配偶者会員の加入状況

年 度	退職会員（人）			継続会員（人）			配偶者会員（人）		
	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計
令和5年度	191	631	4,952	25	33	158	2	5	70
令和6年度	177	574	4,555	18	42	134	2	8	64
令和7年度	158	533	4,180	11	27	118	0	7	57

6 現職会員・退職会員・継続会員・配偶者会員の掛金の状況

現職会員（円）	退職会員（円）	継続会員（円）	配偶者会員（円）	掛金合計（円）
113,150,430	3,772,950	0	0	116,923,380

7 医療給付費・退会給付費の状況

月	医療給付費		退会給付費		給付金計（円）
	件数	給付金（円）	件数	給付金（円）	
4	1,923	15,239,300	15	1,931,100	17,170,400
5	1,990	17,669,600	103	20,819,129	38,488,729
6	1,489	12,680,300	64	12,732,840	25,413,140
7	997	7,880,500	15	2,858,259	10,738,759
8	725	6,079,200	8	1,032,825	7,112,025
9	852	7,091,900	7	1,189,299	8,281,199
10	722	4,786,000	3	283,100	5,069,100
11	775	5,556,400	5	446,400	6,002,800
12	1,008	7,107,700	16	2,203,666	9,311,366
1	1,008	6,476,500	5	729,778	7,206,278
2	1,151	6,117,700	9	1,209,000	7,326,700
3	1,183	7,261,500	6	703,700	7,965,200
計	13,823	103,946,600	256	46,139,096	150,085,696



●令和9年度医療給付の送金日について

令和9年度より事務処理効率化を考慮しまして、医療費請求書の受付締切日は毎月15日、医療給付の送金日は翌月20日にさせていただきます。

令和9年2月16日から令和9年3月15日に受付する医療費請求書の医療給付は、令和9年4月20日に送金されます。何卒宜しくお願いいたします。

●現職会員加入時期

現職会員の加入時期は、組合員が38歳に達し申し出る機会(又は38歳を超えて組合員となった機会)のみでしたが、今年度から38歳に加え、41歳と44歳到達者もご加入いただけるようになりました。11月中に、ご加入案内をお届けいたしますので、過去に加入を見送られた方も、退職後のライフプランの一助となるようご加入をお勧めいたします。

●医療費請求書

医療費請求書はホームページからダウンロードできます。データの注意書のシートまたは医療費請求書用紙の裏面には「医療費請求書の記入上の注意」が掲載されていますので、ご覧ください。用紙を郵送希望の方は、当福祉互助会にご連絡お願いいたします。

●高額療養費

令和8年8月より高額療養費制度は見直されました。

高額療養費や21,000円以上の請求は、所得・負担区分、多数回該当、世帯合算の確認のために問い合わせする場合があります。

●差額請求

一会計事業年度における給付の額は、本人及び配偶者それぞれ10万円が限度となります。会計事業年度の途中で、限度を超えた請求は、翌会計事業年度に有効期間内であれば差額を請求できます。差額請求する場合は、10万円を超えた時の請求分をもう一度医療費請求書に同じく記入し(金額も同じです)、領収書(コピー可)と一緒に提出してください。

※一会計事業年度における給付…4月給付分から翌年3月給付分

●医療費請求手続き

A 領収書を区分けする

- 1 診療月ごとに領収書を分けてください。



- 2 1で分けた領収書を同一病院に分けてください。
処方された薬局分は外来分と一緒にしてください。
同一病院で歯科・口腔外科があれば分けてください。
同一病院での入院と外来は分けてください。

B 医療費請求書を記入する

受診年月の古い順に上から記入してください。

医療機関名に〇〇会等ある場合は、それを省略して記入してください。

同じ医療機関名が続く場合でも、医療機関名を記入してください。

医療費請求書は、診察を受けた月の翌月以降に提出してください。

C 添付書類

受診者氏名、保険点数および保険診療分の自己負担額が確認できる領収書あるいは領収書の写し
公費負担医療の認定を受けている方はその写し
健康保険制度の適用となる治療用装具などの費用は、自己負担分が給付の対象になりますので、
領収書あるいは領収書の写し及び医師の装着指示書あるいは装着指示書の写しを添付してください。

※医療給付は保険診療分の自己負担額から5,000円控除し、100円未満切り捨てます。

医療費請求書

下記のとおり、領収書を添付して請求いたします。

令和 年 月 日		※裏面の記入上の注意をご覧ください。	
一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会理事長 様			
住 所	〒□□□-□□□□		
電話番号	□□□□-□□□□ (携帯電話番号等)		
会員氏名			
受診者氏名	フリガナ	保険証の種類	1 市町村職員生活 2 国民健康保険 3 社会保険 4 その他 (※該当の番号に〇印)
生年月日	昭和 年 月 日	性 別	男 ・ 女
医療機関名		医療区分	給付番号
受診年月	令和 年 月 分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	円		0
医療機関名		医療区分	給付番号
受診年月	令和 年 月 分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	円		0
医療機関名		医療区分	給付番号
受診年月	令和 年 月 分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	円		0
医療機関名		医療区分	給付番号
受診年月	令和 年 月 分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	円		0
医療機関名		医療区分	給付番号
受診年月	令和 年 月 分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	円		0

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会 〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6627

●その他

住所を変更された退職会員は、当福祉互助会へご連絡をお願いします。

医療給付金の受取口座の変更は、届出事項変更届（ホームページからダウンロードできます）の提出をお願いします。

退職会員が死亡された時は、配偶者が引き続き医療給付を受けるために、継続会員への手続きが必要になりますのでご連絡をお願いします。

令和7年度無給付者2,294名に記念品贈呈

福祉互助会では、毎年4月から翌年3月までの1年間医療給付を受けなかった退職会員等に対して、記念品を贈呈しております。

令和7年度については、2,294名の会員へ記念品「カタログギフト」を送りました。



令和8年度会員研修旅行

令和8年度会員研修旅行は、4コースご案内いたしました。

Bコース四国の魅力を詰め込んだ「愛媛・高知・香川・徳島」4日間は、松山城から始まり、大塚国際美術館などを鑑賞いたしました。

また、Cコース3つの世界遺産と山陰山陽の名所めぐり4日間は、出雲大社の今年7月に8年ぶりに架け替えを行った神楽殿の大しめ縄前で集合写真を撮影しました。

参加された皆様は、大変お疲れ様でした。



松山城



出雲大社

年金者連盟からのご案内

青森県市町村職員年金者連盟
〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528
E-mail : a-nenren@ctv-kyosai-aomori.or.jp

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金の給付を受けている方、または年金待機者（年金の受給開始年齢に達していない方）等の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約4,000人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。

退職後の未加入者及びこれから年金受給権者となられる方々に年金者連盟へご加入いただきたく、案内申し上げます。

①連盟への加入方法

共済組合ホームページから加入申込書をダウンロード、または電話・メール等でご連絡いただければ加入申込書をご自宅へ送付いたします。必要事項をご記入のうえ郵送願います。

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際に加入申込書を同封させていただいております。

②連盟の会費

★年金受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分が控除となります。

翌年度からの会費は下記のとおりです。

- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
 - ・障害年金受給者……………年金年額×千分の1.8
 - ・遺族年金受給者……………年金年額×千分の1.8
- （上限5,000円／下限1,000円）

★年金待機者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込（振込手数料は連盟負担）していただきます。年金が支給されましたら自動的に年金受給者会員と同様に4月の年金から控除されます。

③連盟の主な事業

種 類	内 容
慶 祝 事 業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福 祉 事 業	◆宿泊施設の利用助成（全国の市町村職員共済組合関連の施設等） 1泊3,000円（会員及び配偶者を対象に1人1年度につき延2泊まで利用できます） ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定されています。 ◆葬儀支援サービス（26.4万円（税込）から利用できます） ◆災害見舞金制度（雨を起因とした災害により被害を受けられ、一定の要件に該当した場合） ◆医薬品の割引斡旋等 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、日帰り旅行等を行っています。
広 報 事 業	◆広報誌「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配付しています。



2026.4 ~ 2027.3

スイートハート

Sweet Heart

20名様 **¥450,000** (税・サ込)

~79名様まで 1名様追加/¥13,000

PLAN ITEM

料理 飲物 席順表 席札 卓上装花
生ウェディングケーキ 衣装(洋装1点)
宴席料 着付室料 御親族控室

大切なご友人やご親族でのお披露目会に